

「岩手県教職員 働き方改革プラン」の概要

趣旨

【背景】

- 人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行、高度情報化、グローバル化の進展など、社会経済情勢が大きく変容し、学校・教職員が果たしていく役割は多様化・複雑化。
- 岩手県においても、県立学校職員の長時間勤務や、心身不調に悩む教職員の現況から、負担が増加していることが明らか。
- 教職員の負担軽減は、一刻の猶予も許されない喫緊の課題であるとの認識の下、強い決意で対策に取り組んでいく必要。

- 「学校における働き方改革」を早急に進めるため、「岩手県教職員 働き方改革プラン」を策定し、教職員の勤務負担軽減と健康確保等に向けて取り組んでいく。
⇒教職員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって子どもたち一人一人に向き合うことができる時間を確保していく。

国の動向

文部科学省では、中教審の「緊急提言」(H29.8)や「中間まとめ」(H29.12)を踏まえ、主に文科省としての取組を示す「緊急対策」(H29.12)をまとめ、H30年度予算において、「学校における働き方改革」の環境整備の関係予算を計上。

- 「学校における働き方改革に関する緊急対策」(H29.12.26 文科省)の概要
- ① 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策
 - ② 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し
 - ③ 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置
 - ④ 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備
 - ⑤ 進捗状況の把握等

現状

1 教職員の勤務負担の増加

- ・月当たりの時間外勤務80時間以上の教職員の割合が、高校では12.4%であり、大きな減少傾向は見られない。
- ・全国調査によれば、時間外勤務80時間以上の教職員が、小学校では33.5%、中学校では57.7%に上る。

2 教職員の健康確保の必要性

- 県立学校の教職員のうち、14日以上の病気療養をした職員は、平成29年度は103人であり、うち、精神疾患を理由とする療養者は36.9%(38名)を占める。

取組の方向性

教職員の長時間勤務の改善や、健康リスクの軽減が急務！
現状分析に対応した以下の柱に基づき、取組を推進する必要。

- 1 教職員の負担軽減
- 2 教職員の健康確保等

プランの期間

平成30年度(2018年度)～2020年度までの3カ年度(緊急的かつ重点的に対策を講じるもの。)

プランの目標

2 県立学校における長時間勤務者の割合の削減

時間外勤務	取組期間	
	H30(2018)年度	2019・2020年度
80時間以上(月)	(対前年度) 3割減	(対前年度) 3割減
うち100時間以上(月)	(対前年度) 半減	ゼロ

『**長時間勤務ゼロ**』
※H30年度のタイムカードの導入により、H29年度とH30年度との間で数値に極端な乖離が生じた場合には、必要に応じ、見直し等を検討。

1 業務への充実感や、健康面での安心感の向上

「授業や授業準備に集中できている」、「健康でいきいきと業務を行っている」、「業務にやりがいを感じている」等の肯定的実感が、プラン策定後から比較して向上(教職員へのアンケート調査を実施)

具体的取組

1 教職員の負担軽減の取組

①「学校チームとしての推進

- ア 少人数学級の拡充
- イ スクールサポートスタッフの配置 new
- ウ 非常勤の専門スタッフの配置
- エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- オ 事務の共同処理の実施
- ア 校務支援システムの改修
- イ 各種の学習状況調査の運用の改善 new
- ウ 労働安全推進モデル校における取組の推進及び波及
- エ 多忙化解消の視点を持った研究指定の実施
- オ 学校マネジメントに関する調査研究の実施 new
- カ 登下校に関する関係機関・地域との連携強化
- キ 学校給食費の公会計化に向けた検討 new
- ク 教員等のWGによる業務のスクラップアンドビルトの検討 new

②教職員業務改善

適正な運動の実践

- ア 部活動指導員の配置 new
- イ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえた県の方針の策定 new

2 教職員の健康確保等の取組

①適正勤務時間

- ア タイムカード等導入による客観的な勤務時間把握 new
- イ 盆・年末年始等の学校閉庁日の設定 new
- ウ 留守番電話等による時間外対応の在り方について検討 new

②労働安全衛生体制の確立

- ア 小中学校労働安全衛生管理研修会の実施 new
- イ 労働安全推進モデル校における取組の推進及び波及

③心とからだの健康対策

- ア 長時間勤務者への産業医による保健指導の強化
- イ 専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置 new

推進体制

○本プランの策定・推進会議において、各取組の進捗状況の把握や取組等の充実・見直しの協議等を実施

○各県立学校(全78校)においては、本プランの策定を踏まえ、それぞれの取組目標や具体的な取組を含むアクションプランを策定し、主体的に取組を推進。